

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月25日

【会社名】 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

【英訳名】 ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮下 功

【本店の所在の場所】 東京都目黒区三田1丁目6番21号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 伊藤ハム株式会社
管理本部経理部 部長 高橋 伸
米久株式会社
執行役員IR室長 青柳 敏文

【最寄りの連絡場所】 伊藤ハム株式会社
東京都目黒区三田1丁目6番21号
米久株式会社
静岡県沼津市岡宮寺林1259番地

【電話番号】 伊藤ハム株式会社
03(5723)8111
米久株式会社
055(929)2797

【事務連絡者氏名】 伊藤ハム株式会社
管理本部人事総務部東京人事総務室 室長 前田 弘崇
米久株式会社
執行役員IR室長 青柳 敏文

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円(注)1
102,171,000円(注)2
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。
(注)2 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	234,000個 (注) 1、2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成28年4月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 伊藤ハム株式会社(以下、「伊藤ハム」といいます。)及び米久株式会社(以下、「米久」といいます。)は、平成28年4月1日付けで伊藤ハム及び米久(以下、総称して「両社」といいます。)を株式移転完全子会社とし、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社(以下、「当社」といいます。)を株式移転完全親会社とする株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)を予定しております。

2. 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式移転に際し、両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第6回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第7回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権

当社が、本株式移転に際し、基準時における伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハム株式会社第8回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権

3. 平成27年11月30日現在における伊藤ハムの上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、伊藤ハムの上記新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
4. 割当対象者は、当社の設立の日の前日の最終の伊藤ハムの新株予約権原簿に記載又は記録された伊藤ハムの新株予約権者であります。
5. 新株予約権は、平成27年11月6日に開催された両社の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年1月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(2) 【新株予約権の内容等】

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株(注)2 なお、株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,528,000円(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 : 566円(注)4 資本組入額 : 283円(注)4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成50年7月31日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2. 取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「8. 新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
2. 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第1回新株予約権の個数(8個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数(8,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(566円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
4. 株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	5,382,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：299円（注）4 資本組入額：150円（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成51年8月3日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2．取次場所 該当事項はありません。 3．払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「10．新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「8．新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
- 2．平成27年11月30日現在の伊藤ハム第2回新株予約権の個数(18個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3．新株予約権の目的となる株式の数(18,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(299円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4．株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	24,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	7,296,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：304円（注）4 資本組入額：152円（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成52年8月2日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2．取次場所 該当事項はありません。 3．払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「10．新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「8．新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
- 2．平成27年11月30日現在の伊藤ハム第3回新株予約権の個数(24個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3．新株予約権の目的となる株式の数(24,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(304円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4．株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	8,019,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：297円（注）4 資本組入額：149円（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成53年8月1日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2．取次場所 該当事項はありません。 3．払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「10．新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「8．新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
- 2．平成27年11月30日現在の伊藤ハム第4回新株予約権の個数(27個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3．新株予約権の目的となる株式の数(27,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(297円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4．株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	27,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	8,289,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：307円（注）4 資本組入額：154円（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成54年8月6日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2．取次場所 該当事項はありません。 3．払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「10．新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「8．新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
- 2．平成27年11月30日現在の伊藤ハム第5回新株予約権の個数(27個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3．新株予約権の目的となる株式の数(27,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(307円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4．株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	31,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	12,276,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：396円（注）4 資本組入額：198円（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成55年8月7日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2．取次場所 該当事項はありません。 3．払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「10．新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「8．新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
- 2．平成27年11月30日現在の伊藤ハム第6回新株予約権の個数(31個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3．新株予約権の目的となる株式の数(31,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(396円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4．株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	35,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	14,525,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：415円（注）4 資本組入額：208円（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成56年8月4日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2．取次場所 該当事項はありません。 3．払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「10．新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「8．新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2．平成27年11月30日現在の伊藤ハム第7回新株予約権の個数(35個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3．新株予約権の目的となる株式の数(35,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(415円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

4．株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	64,000株（注）2 なお、株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の内容の「2．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	41,856,000円（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：654円（注）4 資本組入額：327円（注）4
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成57年8月3日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．行使請求の受付場所 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 東京都目黒区三田1丁目6番21号 2．取次場所 該当事項はありません。 3．払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「10．新株予約権の行使条件」をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「8．新株予約権の取得事由及び条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
- 2．平成27年11月30日現在の伊藤ハム第8回新株予約権の個数(64個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり1,000株)を乗じた数に基づいて算出しております。なお、伊藤ハム第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3．新株予約権の目的となる株式の数(64,000株)に新株予約権の行使時の払込金額(654円)を乗じた金額となります。なお、上記(注)2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4．株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「4．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定です。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、本株式移転に際して、伊藤ハムの新株予約権者が有する伊藤ハムの新株予約権の経済的価値の損失を防ぐために、本株式移転後の株式移転設立完全親会社である当社が、前記新株予約権に代えて、これらと実質的に同一の経済的効果を持つ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、新株予約権は無償で発行され、新規発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

わが国は、アベノミクスによる景気刺激策によって全体的には個人消費は堅調に推移し、高額品の一部には明るさが見られるようになってきている一方で、食料品等の日常生活品に対する消費者の低価格志向はまだまだ根強く、更には流通再編やT P P交渉の大筋合意等もあって、企業間競争の激しさや市場環境の変化は今後も継続し、楽観できない状況が続くものと思われまます。当業界におきましては、円安や世界的な食肉需要の高まりによって、食肉相場が高値水準で推移する等、加工用原材料のコスト上昇による大変厳しい環境が続いている中で、国内においては女性の社会進出や単身世帯の増加に伴う食の簡便化志向がもたらす中食市場の拡大、国外においては、アジア諸国を中心とした中間所得層の増加による食肉関連製品の需要の高まり等、潜在成長余力のあるマーケットを開拓していくことが求められているところであります。

このような状況下、伊藤ハムグループでは、中期経営計画「CNV2015」の最終年度を迎え、成長戦略を加速させるべく、市場変化への迅速な対応、企業ブランドと商品ブランドの強化及びコスト競争力の強化、ナショナルブランドメーカーとしての地位向上に努めてまいりました。また、本年3月にニュージーランドの関連会社であるアンズコフーズ社の株式を追加取得し、連結子会社といたしました。これによりアジアを中心とした海外市場への販売が急拡大し、今期は大幅な売上・利益の増大が見込まれるとともに、経営ビジョンである「アジアの中で最も信頼される食肉加工メーカーになる」の実現に向けて大きな一歩を踏み出すことができました。今後はこれらの基盤を活かして一層の海外市場の販売拡大を目指し、国内においてはナショナルブランドメーカーとして、価値ある商品をお客様に提供するとともに、グループ全体の持続的成長の実現に努めております。上記のような施策を進める中で、伊藤ハムグループでは中外食市場におけるより機動性の高い商品提案力及びコスト競争力の強化、食肉事業におけるバリューチェーンの強化拡大といった点が将来の持続的な成長には不可欠との課題認識をしておりました。

一方、米久グループでは、第5次中期経営計画のテーマである事業の濃淡付けと再編・再強化に、グループ全体で取り組んでおります。加工品の製造ラインの増設や食肉生産事業の拡大、営業体制の強化などによって事業規模の拡大を図るとともに、事業の整理、生産性の改善、物流の効率化、損益管理の徹底等に取り組み、収益力の向上に努めてまいりました。これらの取り組みが奏功し、昨年度は過去最高益を達成することができました。創業50周年を迎える今年度も、更なる成長の実現に向け、経営理念「私たちは食の喜びを創造し、人々に豊かな暮らしをお届けします」に基づき、積極的に事業を推進しておりますが、上記テーマの具体化には、コスト競争力を維持した上で、生産能力や販売拠点を更に拡大していく必要があるとの課題認識をするに至りました。

かかる状況及び課題認識を踏まえ、両社は、「更なる攻めの経営戦略」を打ち立てていくことが重要であるとの共通認識の下に協議を重ねた結果、事業規模の拡大を図るとともに、両社の強みを持ち寄り、シナジー効果を発揮させることが重要との結論に至り、本株式移転により当社を設立し経営統合を行うこと(以下、「本経営統合」といいます。)の実施について合意をいたしました。

具体的には、本経営統合により、以下のようなシナジー効果の創出を想定しております。

一つ目は、加工食品事業ではコンシューマー商品に、食肉事業では牛肉・豚肉に強みを持ち、全国的に生産・物流・販売拠点を展開する伊藤ハムと、加工食品事業では業務用商品に、食肉事業では豚肉・鶏肉に強みを持ち、関東・東海地方に生産拠点を持つ米久が、互いの特色を強化・補完し合うことで生産・販売数量を増加させるとともに、両社が有する生産から販売に至るサプライチェーン全体の稼働率を高め、競争優位性を確保することで、更に積極的な事業展開が可能になるものと考えております。

二つ目は、本経営統合に伴う企業規模拡大のメリットを活かし、加工用原材料を含むすべての外部調達品を効率的かつ低コストで調達して、原価低減と収益性の向上を実現したいと考えております。

三つ目は、両社で共通する物流・間接機能等を有機的に再編成し効率性を徹底的に追求すること、新たな価値観を創出し新商品の開発領域を拡大することなど、従来一社単独では成し得なかったコスト削減や商品開発力の向上等を実現し、得意先への提案力の強化に繋がりたいと考えております。

両社は、このような理念の下、厳しい事業環境下においてチャレンジ精神を持って様々な施策に取り組み、価値ある商品をお客様に提供し続けることで、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 名称	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社		
(2) 本店所在地	東京都目黒区三田1丁目6番21号		
(3) 代表者及び役員の 就任予定	取締役会長	堀尾 守	現 伊藤ハム 代表取締役社長
	代表取締役社長	宮下 功	現 米久 代表取締役社長
	代表取締役副社長 兼 伊藤ハム 代表取締役社長	柴山 育朗	現 伊藤ハム 取締役常務執行役員 加工食品事業本部長 購買部・中央研究所担当
	取締役常務執行役員 兼 米久 代表取締役社長	御園生 一彦	現 伊藤ハム 取締役常務執行役員 食肉事業本部長
	取締役執行役員 管理担当	石井 隆	現 伊藤ハム 取締役専務執行役員 管理本部長
	取締役執行役員 経営戦略担当	市田 健一	現 伊藤ハム 取締役執行役員 経営戦略部・CSR本部担当
	取締役執行役員 CSR担当	奥田 英人	現 米久 取締役常務執行役員 経営企画室長 商品本部管掌
	取締役(社外)	棟方 信彦	現 伊藤ハム 取締役(社外)
	取締役(社外)	種本 祐子	現 米久 取締役(社外)
	常勤監査役	藤原 芳士	現 伊藤ハム 常勤監査役
	非常勤監査役(社外)	今村 昭文	現 伊藤ハム 非常勤監査役(社外)
非常勤監査役(社外)	市東 康男	現 米久 非常勤監査役(社外)	
(4) 事業内容	グループ内傘下子会社の経営管理およびこれに付帯する一切の業務		
(5) 資本金	30,000百万円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産	未定		
(8) 総資産	未定		

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成28年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社)									
伊藤ハム	神戸市 灘区	28,427	食肉加工品の製造及び販売、 食肉の加工及び販売、調理加 工食品、惣菜類の製造及び販 売	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
米久	静岡県 沼津市	8,634	食肉類(牛・豚・鶏・その他食 肉)、加工品(ハム・ソーセー ジ・デリカテッセン)の製造及 び販売など	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、両社は、当社の完全子会社となります。

当社の完全子会社となる両社の最近事業年度末(伊藤ハムは平成27年3月31日、米久は平成27年2月28日)時点の状況については、以下のとおりであります。

伊藤ハムの概要

() 事業内容

伊藤ハムの事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) 伊藤ハム」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 伊藤ハムデイリー(株)	宮城県栗原市	500	加工食品 事業本部	100	相互に原材料及び食肉加工品の供給を行っている。 役員の兼任あり。
(株)菊水	北海道江別市	180	同上	83.20	当社調理加工食品(麺類)を製造している。 役員の兼任あり。
浅草ハム(株)	東京都台東区	125	同上	60	相互に原材料及び食肉加工品の供給を行っている。
イトウフレッシュサラダ(株)	東京都目黒区	80	同上	95	当社調理加工食品を製造している。 役員の兼任あり。
筑紫ファクトリー(株)	北九州市八幡西区	45	同上	100	相互に原材料及び食肉加工品の供給を行っている。
ロイヤルデリカ(株)	群馬県高崎市	98	同上	100	資金援助あり。 役員の兼任あり。
城山ハム(株)	兵庫県西宮市	60	同上	100	当社食肉加工品の製造を行っている。
伊藤ハムウエスト(株) (注)2, 7	佐賀県三養基郡 基山町	90	同上	100	相互に原材料及び食肉加工品の供給を行っている。 役員の兼任あり。
伊藤ハムフードソリューション(株)	東京都目黒区	100	同上	100	当社食肉加工品を主に百貨店を中心に販売している。 役員の兼任あり。
伊藤ハム販売(株)	兵庫県西宮市	90	同上	100	当社食肉加工品を販売している。 役員の兼任あり。
伊藤ハムミート販売東(株) (注)2, 7	東京都目黒区	90	食肉事業本部	100	当社食肉の販売を行っている。 役員の兼任あり。
伊藤ハムミート販売西(株) (注)2, 7	兵庫県西宮市	90	同上	100	当社食肉の販売を行っている。 役員の兼任あり。
サンキョーミート(株) (注)2	鹿児島県志布志市	230	同上	100	当社食肉の生産及び製造を行っている。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
I Hミートソリューション (株)	東京都目黒区	80	同上	100	当社食肉の包装加工を行っている。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
I Hミートパッカー(株) (注)2	東京都目黒区	90	同上	100	当社食肉の包装加工を行っている。
沖縄フレッシュバック(株)	沖縄県沖縄市	60	同上	100 (50)	当社食肉の包装加工を行っている。
(株)藤栄	名古屋市港区	50	同上	100	当社食肉の包装加工を行っている。
アイエイチロジスティクス サービス(株)	兵庫県西宮市	90	加工食品 事業本部	100	当社食肉加工品を当社の販売拠点に対して 運送している。
伊藤ハムビジネスサポート (株)	兵庫県西宮市	30	同上	100	当社加工食品事業本部の営業事務代行 を行っている。
アイ・パートナーズ(株)	兵庫県西宮市	10	その他	100	保険の代理業務を行っている。
伊藤ハムヒューマンサー ビス(株)	兵庫県西宮市	30	同上	100	当社人事・庶務等に関する事務代行業務 を行っている。
伊藤ハムシステムサー ビス(株)	兵庫県西宮市	30	同上	100	当社情報システムの開発・運用等の業務 支援を行っている。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
ITOHAM AMERICA, INC.	STIOUXCITY IOWA U.S.A.	(U S \$ 17,700千)	食肉事業本部	100	当社食肉加工品の製造を行っている。 役員の兼任あり。
WYOMING PREMIUM FARMS, LLC	WHEATLAND WYOMING U.S.A.	(U S \$ 14,500千)	同上	99 (99)	豚の肥育及び販売を行っている。 役員の兼任あり。
ITOHAM FOODS (AUSTRALIA)PTY. LTD. (注) 2, 5	QUEENSLAND AUSTRALIA	(A \$ 46,000千)	同上	100	当社食肉の仕入を行っている。 役員の兼任あり。
RENOD HOLDINGS PTY. LTD. (注) 2, 5	QUEENSLAND AUSTRALIA	(A \$ 45,000千)	同上	100 (100)	当社食肉加工品及び食肉の輸出手続きを 行っている。 役員の兼任あり。
ROCKDALE BEEF PTY. LTD. (注) 5	QUEENSLAND AUSTRALIA	(A \$ 100)	同上	75 (75)	当社食肉の生産を行っている。 役員の兼任あり。
ANZCO FOODS LTD. (注) 2	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 59,364千)	同上	65	当社食肉の輸出を行っている。 役員の兼任あり。
CMP RANGITIKEI LTD. (注) 2	CHRISTCHURCH NEW ZEALAND	(N Z \$ 70,000千)	同上	100 (100)	当社食肉の生産を行っている。
伊藤食品商貿(上海)有限公 司	中国上海市	(U S \$ 2,450千)	加工食品 事業本部	100	食肉加工品の販売・輸出入を行っている。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
その他22社	-	-	-	-	-
持分法適用関連会社 (株)メイショク	神戸市兵庫区	48	加工食品 事業本部	30	当社調理加工食品の製造を行っている。
(株)ジャパンデリカ	香川県高松市	23.5	同上	40.43	調理加工食品の製造販売を行っている。
サンキョー食品(株)	神戸市兵庫区	10	食肉事業本部	30	当社食肉加工品を主に近畿地方を中心に販 売している。 役員の兼任あり。
坂元ファーム(株)	鹿児島県鹿屋市	10	同上	45 (45)	牛豚の生産肥育等を行っている。
INDIANA PACKERS CORP.	DELAWARE U.S.A.	(U S \$ 20,000千)	同上	20	当社食肉の製造を行っている。 役員の兼任あり。
ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.	LOPBURI THAILAND	(T H B 172,000千)	加工食品 事業本部	45	当社食肉加工品の製造を行っている。 役員の兼任あり。
M I Y(株)	東京都千代田区	7,620	同上	21.29	中国国内における食肉関連事業への投資等 を行っている。 役員の兼任あり。
その他6社	-	-	-	-	-
その他の関係会社 三菱商事(株) (注) 6	東京都千代田区	204,446	総合商社	被所有 24.37	当社へ食肉及び原材料の供給を行ってい る。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社のうち有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数となっております。

5. 現在事業を一部停止しており、清算可能な状態になり次第、清算を行う予定にしております。

6. 有価証券報告書を提出しております。

7. 伊藤ハムウエスト(株)、伊藤ハムミート販売東(株)及び伊藤ハムミート販売西(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	伊藤ハムウエスト(株)	伊藤ハムミート販売東(株)	伊藤ハムミート販売西(株)
(1) 売上高 (百万円)	65,500	73,499	79,537
(2) 経常利益 (百万円)	354	888	1,072
(3) 当期純利益 (百万円)	197	567	651
(4) 純資産額 (百万円)	404	1,100	1,750
(5) 総資産額 (百万円)	8,102	9,036	11,731

米久の概要

() 事業内容

米久の事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 米久」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
親会社 三菱商事(株) (注)4, 5	東京都千代田区	204,446	総合商社	被所有 71.1	原料・商品の仕入 役員の兼任あり
連結子会社 米久かがやき(株) (注)6	埼玉県春日部市	250	加工品	100.0	原料の供給 製品の仕入 役員の兼任あり 資金援助あり 設備の賃貸借あり
米久デリカフーズ(株)	静岡県沼津市	430	加工品	100.0	原料の供給 製品の仕入 役員の兼任あり 資金援助あり
(株)日宏食品	静岡県焼津市	36	加工品	100.0	原料の供給 製品の仕入 役員の兼任あり
YONEKYU U.S.A., INC. (注)6	アメリカ合衆国 ロスアンゼルス市	US \$ 10百万	加工品	100.0	製品の仕入 役員の兼任あり 資金援助あり
米久おいしい鶏(株)	鳥取県琴浦町	290	食肉	100.0	製品の仕入 役員の兼任あり 資金援助あり
アイ・ポーク(株)	群馬県前橋市	155	食肉	100.0	製品の仕入 役員の兼任あり 資金援助あり
(株)マルフジ	東京都港区	100	食肉	100.0	製品の仕入 役員の兼任あり 資金援助あり
大洋ポーク(株)	広島県尾道市	100	食肉	100.0	製品の仕入 役員の兼任あり 設備の賃貸借あり
農事組合法人 広島県東部養豚組合 (注)7	広島県世羅町	50	食肉	0.0 [100.0]	原料の供給 製品の仕入 資金援助あり 設備の賃貸借あり
御殿場高原ビール(株)	静岡県御殿場市	200	その他	84.9 (9.5)	原料の供給 役員の兼任あり 資金援助あり
持分法適用会社 ときめきファーム(株)	岩手県盛岡市	1,000	食肉	30.0	製品の仕入 役員の兼任あり 資金援助あり
MIY(株)	東京都千代田区	7,620	中国国内に おける食肉 関連事業へ の投資等	21.3	役員の兼任あり

- (注) 1. 主要な事業内容には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で記載し、[]内は、緊密な者の所有割合を外数で記載しております。
3. 関係内容の資金援助については、貸付金及び債務保証を対象としております。
4. 有価証券報告書を提出しております。
5. 当社は三菱商事(株)より役員の派遣を受けております。
6. 特定子会社に該当しております。
7. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としております。

なお、上記のうち御殿場高原ビール(株)については、平成27年7月31日に売却しております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社となる両社との役員の兼任関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社と当社の完全子会社となる両社とその関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

両社は、それぞれの臨時株主総会による承認を条件として、平成28年4月1日(予定)をもって、当社を完全親会社とし、両社を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を、平成27年11月6日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、伊藤ハムの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、米久の普通株式1株に対して当社の普通株式3.67株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成28年1月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

伊藤ハム株式会社(以下「甲」という。)と米久株式会社(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下の通り共同して株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 株式移転

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同して、甲及び乙の発行済株式の全部を新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行う。

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定める通りとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条に記載の通りとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「伊藤ハム米久ホールディングス株式会社」とし、英文では「ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都目黒区とし、本店の所在場所は、東京都目黒区三田1丁目6番21号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、10億株とする。

2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は別紙1の定款に記載の通りとする。

第3条 新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次の通りとする。

新職(就任予定)	氏名	現職
取締役会長	堀尾 守	現 伊藤ハム 代表取締役社長
代表取締役社長	宮下 功	現 米久 代表取締役社長
代表取締役副社長 兼 伊藤ハム代表取締役社長	柴山 育朗	現 伊藤ハム 取締役常務執行役員 加工食品事業本部長 購買部・中央研究所担当
取締役常務執行役員 兼 米久代表取締役社長	御園生 一彦	現 伊藤ハム 取締役常務執行役員 食肉事業本部長
取締役執行役員 管理担当	石井 隆	現 伊藤ハム 取締役専務執行役員 管理本部長
取締役執行役員 経営戦略担当	市田 健一	現 伊藤ハム 取締役執行役員 経営戦略部・CSR本部担当
取締役執行役員 CSR担当	奥田 英人	現 米久 取締役常務執行役員 経営企画室長 商品本部管掌
取締役(社外)	棟方 信彦	現 伊藤ハム 取締役(社外)
取締役(社外)	種本 祐子	現 米久 取締役(社外)

2. 新会社の設立時監査役の氏名は、次の通りとする。

常勤監査役	藤原 芳士	現 伊藤ハム 常勤監査役
非常勤監査役(社外)	今村 昭文	現 伊藤ハム 非常勤監査役(社外)
非常勤監査役(社外)	市東 康男	現 米久 非常勤監査役(社外)
補欠監査役 (社外監査役の補欠監査役)	瓜生 健太郎	現 伊藤ハム 補欠監査役 (社外監査役の補欠監査役)

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次の通りとする。

有限責任 あずさ監査法人

第4条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲及び乙の株主に対し、それぞれの所有する甲及び乙の株式に代わり、()甲が基準時に発行している株式数の合計に1を乗じた数、及び()乙が基準時に発行している株式数の合計に3.67を乗じた数を合計した数と同数の新会社の株式(以下「交付株式」という。)を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式3.67株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

第5条 新株予約権の取扱い

1. 新会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄の から までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、以下表第2欄の から までに掲げる新会社の新株予約権を交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
伊藤ハム株式会社第1回新株予約権	別紙2	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権	別紙3
伊藤ハム株式会社第2回新株予約権	別紙4	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権	別紙5
伊藤ハム株式会社第3回新株予約権	別紙6	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権	別紙7
伊藤ハム株式会社第4回新株予約権	別紙8	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権	別紙9
伊藤ハム株式会社第5回新株予約権	別紙10	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権	別紙11
伊藤ハム株式会社第6回新株予約権	別紙12	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権	別紙13
伊藤ハム株式会社第7回新株予約権	別紙14	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権	別紙15
伊藤ハム株式会社第8回新株予約権	別紙16	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権	別紙17

2. 新会社は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲の新株予約権者に対し、その保有する前項の表第1欄 から までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同項の表第2欄 から までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条 新会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新会社の設立の登記をすべき日(以下「成立日」という。)における新会社の資本金及び準備金の額は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 資本金の額 300億円
- (2) 資本準備金の額 75億円
- (3) 利益準備金の額 0円

第7条 新会社の成立日

新会社の成立日は、平成28年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条 株式移転計画承認株主総会

甲及び乙は、平成28年1月26日を開催日としてそれぞれ臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第9条 株式上場及び株主名簿管理人

1. 新会社は、新会社の成立日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續きを行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条 剰余金の配当

1. 甲は、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり10円を上限として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり18円を上限として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画の作成後、新会社の成立日前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、甲乙協議の上、合意した場合についてはこの限りではない。

第11条 自己株式の消却

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)を、基準時まで消却するものとする。

第12条 会社財産の管理等

甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、それぞれの従前の慣行に従って通常の業務の範囲内において業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、個別に相手方と協議の上、これを行う。

第13条 本計画の効力

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条 株式移転条件の変更及び株式移転の中止

本計画作成後、新会社の成立日までの間に、甲又は乙の事業遂行又は財務状況に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実施に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が誠意をもって協議の上、両社の合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条 協議事項

本計画に定めのない事項及び本計画の各条項の解釈について生じた疑義については、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを決定する。

本計画作成の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月6日

甲：兵庫県西宮市高畑町4-27
伊藤ハム株式会社
代表取締役社長 堀尾 守

乙：静岡県沼津市岡宮寺林1259番地
米久株式会社
代表取締役社長 宮下 功

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社と称し、英文では、ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC. と記載する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。

- 1．食肉加工品の製造及び販売
- 2．食肉の加工及び販売
- 3．畜産物の生産及び処理
- 4．冷凍食品の製造及び販売
- 5．水産加工品の製造及び販売
- 6．缶詰、壺詰食品の製造及び販売
- 7．栄養保存食品の製造及び販売
- 8．乳製品、調理食品、惣菜類の製造及び販売
- 9．キノコ類の栽培及び販売
- 10．米穀類、パン、菓子類の製造及び販売
- 11．清涼飲料、お茶、酒類の製造及び販売
- 12．ソース、調味料類の製造及び販売
- 13．食用油脂類の製造及び販売
- 14．健康食品の製造及び販売
- 15．堆肥の製造及び販売
- 16．塩、苦汁の製造及び販売
- 17．農産物、農産加工品の販売
- 18．前各号に付帯、関連する輸出入業
- 19．牧場の経営
- 20．食肉の加工及び食肉加工品の製造及び販売に関する技術及び経営の指導
- 21．飲食店の経営
- 22．倉庫業、一般貨物自動車運送業及び貨物自動車利用運送業
- 23．不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
- 24．人事・総務・庶務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング業務
- 25．コンピュータシステムの企画、開発、販売、保守、管理及び運用並びにそれらの受託
- 26．労働者派遣事業
- 27．通信販売事業
- 28．損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 29．有価証券の取得及び運用
- 30．金銭の貸付及び債務保証
- 31．前各号に付帯する投資又はこれに関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都目黒区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1．取締役会
- 2．監査役
- 3．監査役会
- 4．会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、10億株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4．次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第11条（株式取扱規則及び株主名簿管理人）

- (1) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
- (2) 当社は、株主名簿管理人を置く。
- (3) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (4) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当社は、毎年6月に定時株主総会を招集し、必要に応じて臨時株主総会を招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条（株主総会の決議方法）

- （1）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- （2）会社法第309条第2項の規定による株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条（議決権の代理行使）

- （1）株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
- （2）株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第19条（取締役の選任及び任期）

- （1）取締役は、株主総会の決議において選任する。
- （2）前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- （3）取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- （4）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

- （1）当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
- （2）取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条（取締役会招集の通知）

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第22条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第23条（取締役の責任免除）

- (1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第24条（相談役及び顧問）

当社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役及び監査役会**第26条（監査役の数）**

当社の監査役は、5名以内とする。

第27条（監査役の選任及び任期）

- (1) 監査役は、株主総会の決議において選任する。
- (2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (5) 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第28条（監査役会招集の通知）

監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第29条（監査役の責任免除）

- (1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第30条（監査役会規則）

監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 計算**第31条（事業年度）**

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第32条（剰余金の配当等の決議機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

第33条（剰余金の配当の基準日）

- (1) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- (3) 配当財産は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附則

第1条（取締役、監査役の当初の報酬等）

- (1) 当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に係る当社の取締役及び監査役の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額はそれぞれ次のとおりとする。

取締役 金4億円以内

監査役 金7,000万円以内

- (2) 当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に係る当社の取締役の報酬等のうち、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は本条第1項の規定にかかわらず、8,000万円以内とし、その内容は次のとおりとする。なお、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の金銭による報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものとし、ストックオプションとしての報酬等の額(新株予約権の払込金額)は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

新株予約権の総数

新株予約権1,000個を当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

- ア 新株予約権者は、当会社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- イ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記ウの契約に定めるところによる。
- ウ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第2条（附則の削除）

本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以上

伊藤ハム株式会社第 1 回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権 1 個あたり565,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第 2 項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式 1 株当たりの支払金額である 1 円に、2. に定める新株予約権 1 個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年 8 月 1 日から平成50年 7 月31日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成49年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成49年8月1日から平成50年7月31日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成20年7月31日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成50年7月31日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成49年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成49年8月1日から平成50年7月31日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

伊藤ハム株式会社第2回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権1個あたり298,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2. に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月4日から平成51年8月3日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記 に係らず、新株予約権者が平成50年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成50年8月4日から平成51年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成21年8月3日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成51年8月3日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成50年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成50年8月4日から平成51年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

伊藤ハム株式会社第3回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権1個あたり303,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月3日から平成52年8月2日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成51年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成51年8月3日から平成52年8月2日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成22年8月2日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2. に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成52年8月2日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成51年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成51年8月3日から平成52年8月2日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

伊藤ハム株式会社第4回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権1個あたり296,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2. に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月2日から平成53年8月1日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記 に係らず、新株予約権者が平成52年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成52年8月2日から平成53年8月1日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成23年8月1日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成53年8月1日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成52年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成52年8月2日から平成53年8月1日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

伊藤ハム株式会社第5回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権1個あたり306,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2. に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年8月7日から平成54年8月6日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成53年8月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成53年8月7日から平成54年8月6日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成24年8月6日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成54年8月6日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成53年8月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成53年8月7日から平成54年8月6日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

伊藤ハム株式会社第6回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権1個あたり395,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月8日から平成55年8月7日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記 に係らず、新株予約権者が平成54年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成54年8月8日から平成55年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成25年8月7日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成55年8月7日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成54年8月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成54年8月8日から平成55年8月7日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

伊藤ハム株式会社第7回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権1個あたり414,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月5日から平成56年8月4日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成55年8月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成55年8月5日から平成56年8月4日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成26年8月4日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成56年8月4日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成55年8月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成55年8月5日から平成56年8月4日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

伊藤ハム株式会社第8回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム株式会社第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権1個あたり653,000円

なお、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役及び執行役員が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2. に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年8月4日から平成57年8月3日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成56年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成56年8月4日から平成57年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成27年8月3日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、2.に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成57年8月3日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が10.の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日または執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、新株予約権者が平成56年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成56年8月4日から平成57年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

10. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

8. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成28年4月1日

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．本株式移転に係る割当ての内容

会社名	伊藤ハム	米久
株式移転比率	1	3.67

(注) 1．本株式移転に係る株式の割当ての詳細

伊藤ハムの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、米久の普通株式1株に対して当社の普通株式3.67株を割当交付いたします。なお、単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合は、両社で協議の上、変更することがあります。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式297,277,894株

上記は、平成27年3月31日時点における伊藤ハムの発行済株式総数(247,482,533株)、平成27年2月28日時点における米久の発行済株式総数(28,809,701株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、伊藤ハムが平成27年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式43,306,802株、米久が平成27年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式3,441,264株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

3．単元未満株式の取扱いについて

単元未満株式の当社の株式の割当てを受ける両社の株主につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能となります。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記「1．本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、伊藤ハムはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)、米久はプライスウォーターハウスクーパース株式会社(以下「PwC」といいます。))をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。各社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成27年9月15日に開催された各社取締役会において、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を決定し、経営統合基本契約書において合意いたしました。なお、両社は、平成27年9月15日以降における各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、平成27年9月15日付経営統合基本契約書において合意した株式移転比率を変更しないことを平成27年11月6日に開催された各社取締役会で決定しております。

(2) 算定機関との関係

伊藤ハムのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び米久のフィナンシャル・アドバイザーであるPwCは、それぞれ伊藤ハム、米久、又は伊藤ハムの筆頭株主であり、米久の親会社である三菱商事株式会社(以下「三菱商事」といいます。))の関連当事者には該当せず、本件株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 算定の基礎

両社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の合意にあたって公正性を期すため、伊藤ハムはみずほ証券に、米久はPwCに対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

みずほ証券は、両社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、伊藤ハム株式及び米久株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、伊藤ハムの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、米久の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価基準法では、2015年9月14日(以下「算定基準日」といいます。)を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用しております。

評価手法	株式移転比率
市場株価基準法	3.24 ~ 3.64
DCF法	2.89 ~ 4.12

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、当該財務予測においては大幅な増減益は見込んでおらず、また、当該財務予測は本株式移転の実施を前提としているものではありません。

PwCは、両社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、伊藤ハム株式及び米久株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式を、また、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF方式を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、伊藤ハムの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、米久の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価基準方式では、2015年9月14日(以下「算定基準日」といいます。)を基準として、算定基準日から遡る、1ヶ月間及び3ヶ月間の株価終値平均及び出来高加重平均を採用しております。

採用手法	株式移転比率
市場株価基準方式	3.57 ~ 3.64
DCF方式	3.60 ~ 4.23

PwCは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でPwCに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、当該財務予測においては大幅な増減益は見込んでおらず、また、当該財務予測は本株式移転の実施を前提としているものではありません。PwCの算定結果は、2015年9月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際して、伊藤ハムが既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

なお、米久は新株予約権を発行しておりません。また、両社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性・妥当性を担保するために、各社から独立した第三者算定機関として、伊藤ハムはみずほ証券を、米久はPwCをそれぞれ選定し、本株式移転に用いられる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

また、各社は、法務アドバイザーとして、伊藤ハムは中村・角田・松本法律事務所を、米久は長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の方法及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、それぞれ伊藤ハム、米久、又は伊藤ハムの筆頭株主であり、米久の親会社である三菱商事の関連当事者には該当せず、いずれも重要な利害関係を有しません。

(6) 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、三菱商事が伊藤ハムの発行済株式総数の20.06%(2015年8月31日現在)の株式を保有する筆頭株主であること、及び米久の発行済株式総数の62.54%(2015年8月31日現在。間接保有分を含みます。)の株式を保有する親会社であることから利益相反のおそれを回避するためにそれぞれ以下の措置をとっております。

伊藤ハムにおいては、伊藤ハムの取締役のうち、三菱商事からの出向者である御園生一彦取締役は、利益相反のおそれの回避の観点から、伊藤ハムの取締役会における本株式移転に関する議案の審議及び決議に参加しておらず、伊藤ハムと米久との間の本株式移転に係る協議・交渉にも参加しておりません。

さらに、伊藤ハム取締役会は、米久及び三菱商事と利害関係を有しない伊藤ハムの社外取締役であり、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員(以下「独立役員」といいます。)である棟方信彦氏、米久及び三菱商事と利害関係を有しない伊藤ハムの社外監査役であり、かつ独立役員である今村昭文氏及び中山繁太郎氏に対し、本株式移転に関する伊藤ハムの決定が伊藤ハムの少数株主にとって不利益なものでないか、について諮問しました。棟方信彦氏、今村昭文氏及び中山繁太郎氏の3名は、みずほ証券による株式移転比率の算定内容その他の本株式移転に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ、諮問内容について、本株式移転の目的の合理性、共同株式移転の手法によることの合理性、株式移転比率の合理性、という側面から慎重に検討した結果、上記 に関しては、本株式移転の目的は合理的と考えられること、上記 に関しては、共同株式移転の手法によることは伊藤ハムの少数株主の利益に適うものであると考えられること、上記 に関しては、株式移転比率決定において、その手続き及び条件の適法性及び公正性が確保されていると認められることから、本株式移転に関する伊藤ハムの決定が伊藤ハムの少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を平成27年9月14日付で伊藤ハム取締役会に提出しております。

また、米久においては、米久の取締役のうち、三菱商事からの出向者である奥田英人取締役は、利益相反のおそれの回避の観点から、米久の取締役会における本株式移転に関する議案の審議及び決議に参加しておらず、伊藤ハムと米久との間の本株式移転に係る協議・交渉にも参加しておりません。また、米久の監査役のうち、三菱商事の従業員の地位を兼務する菊地清貴監査役は、利益相反のおそれの回避の観点から、米久の取締役会又は監査役会における本株式移転に関する議案の審議及び決議に参加しておらず、伊藤ハムと米久との間の本株式移転に係る協議・交渉にも参加しておりません。

さらに、米久取締役会は、伊藤ハム及び三菱商事との間でまったく利害関係を有しておらず独立性の高い外部の有識者である弁護士山口孝太氏、米久の社外取締役であり、かつ独立役員である種本祐子氏及び米久の社外監査役であり、かつ、独立役員である市東康男氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本経営統合の目的、交渉過程の手続き、株式移転の割当比率の公正性等の観点から、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことが米久の少数株主(米久の親会社を除く株主をいいます。以下、同じです。)にとって不利益ではないか、について諮問しました。

本第三者委員会は、平成27年8月18日から平成27年9月15日までに、会合を合計4回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会は、かかる検討にあたり、第三者算定機関であるPwCによる株式移転比率の算定結果を入手するとともに、米久より、本株式移転の背景及び目的、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率を含む本株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程、並びに法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から助言を受けた内容について説明を受けています。本第三者委員会は、かかる経緯の下、平成27年9月15日付で、()上記 に関しては、本経営統合の目的が正当でないとするべき特段の事情は認められないこと、()上記 に関しては、本経営統合における米久取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置を実施していることが認められるので、本経営統合に係る交渉過程の手続が公正でないとするべき特段の事情は認められないこと、()上記 に関しては、PwCによる株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえ、本株式移転における割当比率について検討した結果、かかる割当比率が妥当でないとするべき特段の事情は認められないこと、()これら()から()を踏まえて、本経営統合が米久の少数株主に及ぼす影響を検討すると、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことが米久の少数株主にとって不利益ではないと考える旨を内容とする答申書を、米久取締役会に対して提出しております。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違】

伊藤ハムの定款においては、伊藤ハムの単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを伊藤ハムに請求すること(いわゆる単元未満株式の買増請求)ができる旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

また、米久の定款においては、剰余金の配当につき、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる旨の規定がありますが、当社の定款においては、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨の規定があります。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1 . 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

両社の株主が、その有する伊藤ハムの普通株式、米久の普通株式につき、伊藤ハム又は米久に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年1月26日に各々開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ伊藤ハム又は米久に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、伊藤ハム又は米久が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

伊藤ハム

議決権の行使の方法としては、平成28年1月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、伊藤ハムに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年1月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、伊藤ハムに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日3日前までに、伊藤ハムに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、伊藤ハムは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

米久

議決権の行使の方法としては、平成28年1月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、米久の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、米久に提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年1月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、米久に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日3日前までに、米久に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、米久は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は当社の成立の日の直前の、両社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。

株主は、自己の伊藤ハム又は米久の株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることになります。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新株予約権の買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、伊藤ハムが既に発行している新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

8 【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、伊藤ハムにおいては米久の、米久においては伊藤ハムの最終事業年度に係る計算書類等の内容、伊藤ハムにおいては米久の、米久においては伊藤ハムの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下、「重要な財産の処分等」といいます。)、並びに伊藤ハムにおいては伊藤ハムの、米久においては米久の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に平成28年1月6日よりそれぞれ備え置く予定であります。の書類は、平成27年11月6日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、本株式移転に際して伊藤ハムの新株予約権を保有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数、割当てに関する事項が相当であることを説明した書類であります。

の書類は、伊藤ハムにおいては平成27年3月期の、米久においては平成27年2月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、伊藤ハムにおいては米久の平成27年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、米久においては伊藤ハムの平成27年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類であります。の書類は、伊藤ハムにおいては伊藤ハムの平成27年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、米久においては米久の平成27年2月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類であります。

これらの書類は、それぞれ伊藤ハム又は米久の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

経営統合基本契約書承認取締役会決議(両社)	平成27年9月15日
経営統合基本契約書締結(両社)	平成27年9月15日
株式移転計画書承認の取締役会決議(両社)	平成27年11月6日
臨時株主総会に関する基準日(両社)	平成27年11月21日
統合承認臨時株主総会(両社)	平成28年1月26日(予定)
上場廃止日(両社)	平成28年3月29日(予定)
当社設立日(効力発生日)	平成28年4月1日(予定)
当社新規上場日	平成28年4月1日(予定)

ただし、今後手続を進める過程で、関係当局の許可等を含む本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、必要な場合には両社協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 普通株式について

両社の株主が、その有する伊藤ハムの普通株式又は米久の普通株式につき、伊藤ハム又は米久に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年1月26日各々開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ伊藤ハム又は米久に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、伊藤ハム又は米久が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

本株式移転に際して、伊藤ハムが既に発行している新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限りません。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2 【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	636,212
経常利益	(百万円)	12,449
当期純利益	(百万円)	15,533

3. 組織再編対象会社

当社の完全子会社となる両社の主要な経営指標等は、それぞれ次のとおりであります。

伊藤ハム

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (百万円)	455,989	447,399	438,827	463,395	481,130
経常利益 (百万円)	3,825	4,401	5,631	5,888	6,571
当期純利益 (百万円)	478	2,060	4,145	4,810	11,522
包括利益 (百万円)	1,054	2,453	7,110	8,052	17,230
純資産額 (百万円)	116,729	115,735	116,841	119,904	134,294
総資産額 (百万円)	204,557	197,937	205,350	202,931	260,000
1株当たり純資産額 (円)	481.41	494.82	530.32	556.54	618.38
1株当たり 当期純利益金額 (円)	1.96	8.57	18.09	22.35	54.37
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	1.96	8.57	18.08	22.33	54.31
自己資本比率 (%)	56.71	58.18	56.58	58.72	48.56
自己資本利益率 (%)	0.41	1.78	3.58	4.09	9.50
株価収益率 (倍)	151.82	36.51	25.42	21.03	12.19
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,635	2,430	14,245	4,363	9,716
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	118	8,494	2,984	2,394	5,560
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,706	2,582	8,195	4,490	8,427
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	34,706	26,285	29,545	18,672	14,741
従業員数 (人)	5,871	5,308	5,191	5,103	5,562
[外、平均臨時雇用者数]	[7,133]	[6,093]	[5,874]	[5,190]	[7,451]

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

米久

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月	平成26年 2月	平成27年 2月
売上高 (百万円)	136,049	140,796	142,372	144,154	155,082
経常利益 (百万円)	1,999	2,018	322	1,837	5,878
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	1,220	1,359	221	896	4,010
包括利益 (百万円)	-	961	102	1,755	4,451
純資産額 (百万円)	37,756	37,430	36,050	37,349	41,443
総資産額 (百万円)	61,262	63,610	61,146	62,834	71,839
1株当たり純資産額 (円)	1,360.30	1,405.95	1,418.86	1,470.02	1,631.49
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	44.04	49.62	8.64	35.33	158.10
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.5	58.8	58.9	59.4	57.6
自己資本利益率 (%)	3.3	3.6	0.6	2.4	10.2
株価収益率 (倍)	16.24	14.87	-	23.92	11.47
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,266	6,916	2,727	4,843	3,499
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,298	3,499	1,746	3,100	2,100
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	339	2,193	1,834	793	813
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	9,770	10,981	10,154	11,229	11,895
従業員数 (人)	1,719	1,756	1,720	1,714	1,700
[外、平均臨時雇用者数]	[1,781]	[1,763]	[1,741]	[1,727]	[1,607]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成23年2月期から平成24年2月期及び平成26年2月期から平成27年2月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

3. 平成25年2月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 平成23年2月期より大洋パーク株式会社及び農事組合法人広島県東部養豚組合を新たに連結の範囲に含めております。一方、平成23年2月期より株式会社吉野屋、平成24年2月期より米久デリカ株式会社及び株式会社セブンフードサービス、平成25年2月期より株式会社平田屋を連結の範囲より除外しております。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2 【沿革】

平成27年9月15日 両社は、各社取締役会において、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて経営統合基本契約書の締結を決議いたしました。

平成27年11月6日 両社は、各社取締役会において、経営統合基本契約書に基づき、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転に係る株式移転計画書の作成を決議いたしました。

平成28年1月26日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定であります。

平成28年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、グループ内傘下子会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務を行う予定です。

また、完全子会社となる両社の最近事業年度末(伊藤ハムは平成27年3月31日、米久は平成27年2月28日)時点の事業の内容につきましては、以下のとおりであります。

(1) 伊藤ハム

伊藤ハムグループは、伊藤ハムとその子会社52社及び関連会社13社で構成され、食肉加工品(ハム・ソーセージ、調理加工食品)及び食肉等の製造販売を主な内容として事業活動を展開しております。

(加工食品事業本部)

加工食品事業部門は、伊藤ハムとその子会社13社及び関連会社4社で構成され、ハム・ソーセージ、調理加工食品等の食肉加工品の製造・販売を行っております。

(食肉事業本部)

食肉事業部門は、伊藤ハムとその子会社36社及び関連会社9社で構成され、食肉及び調理加工食品の製造・販売を行っております。

(その他事業)

その他事業部門は、伊藤ハムの子会社3社で構成され、事務代行サービス業並びに保険の代理業などを行っております。

(2) 米久

米久グループは、米久、その子会社10社、関連会社2社及び親会社1社で構成され、加工品(ハム・ソーセージ・デリカ)の製造販売、食肉の生産・加工・販売、飲食店の経営、飲料の製造販売を主な内容として事業活動を展開しております。

米久グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

加工品事業 ... 米久を中心に、子会社米久かがやき(株)、米久デリカフーズ(株)、(株)日宏食品及びYONEKYU U.S.A., INC.にて加工品を製造し、主として米久を通じて販売しております。

食肉事業 ... 米久及び子会社米久おいしい鶏(株)、アイ・ポーク(株)、(株)マルフジ、大洋ポーク(株)、農事組合法人広島県東部養豚組合及び関連会社ときめきファーム(株)が生産・加工を行った食肉製品とその他の仕入食肉製品を、主として米久を通じて販売しております。

その他

外食 ... 子会社御殿場高原ビール(株)にて飲食店の経営を行っております。

飲料 ... 米久にてビールの製造・販売をしております。

なお、上記のうち、外食については平成27年7月31日に御殿場高原ビール(株)を売却し、また、飲料については平成27年6月1日に米久が保有するビールの製造及び販売に関する事業を譲渡しております。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる伊藤ハムにおいては平成27年9月30日現在の、米久においては平成27年8月31日現在の従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

伊藤ハム

平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
加工食品事業本部	3,698	(4,597)
食肉事業本部	1,763	(2,752)
報告セグメント計	5,461	(7,349)
その他	59	(5)
全社共通ほか	143	(12)
合計	5,663	(7,366)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー等)は、当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

米久

平成27年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
加工品事業	1,045	(1,205)
食肉事業	528	(264)
全社(共通)	80	(13)
合計	1,653	(1,482)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業分野に区分できない部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる伊藤ハムにおいては平成27年9月30日現在の、米久においては平成27年8月31日現在の労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

伊藤ハム

伊藤ハムの労働組合及び国内連結子会社11社の労働組合9団体は、伊藤ハムグループ労働組合連合会を結成し、日本食品関連産業労働組合総連合会に所属しております。平成27年9月30日現在の組合員数は3,618名であり、労使関係は円満であります。

米久

労働組合は結成しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)及び四半期報告書(伊藤ハムにおいては平成27年8月12日及び平成27年11月13日提出、米久においては平成27年7月15日及び平成27年10月15日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の生産、受注及び販売の状況については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)及び四半期報告書(伊藤ハムにおいては平成27年8月12日及び平成27年11月13日提出、米久においては平成27年7月15日及び平成27年10月15日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の対処すべき課題については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)及び四半期報告書(伊藤ハムにおいては平成27年8月12日及び平成27年11月13日提出、米久においては平成27年7月15日及び平成27年10月15日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておられません、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・臨時株主総会で本株式移転計画の承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 伊藤ハムの事業等のリスク

伊藤ハムグループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

市況変動リスク

伊藤ハムグループは食肉及び食肉加工食品を中心に扱っており、販売用食肉、ハム・ソーセージ、調理加工食品などの原材料となる畜産物の日本国内及び海外の相場変動によるリスクを受けます。

特に、BSE、鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の獣疫の発生や輸入豚肉、輸入牛肉を対象としたセーフガード発動等により仕入数量の制限や仕入価格の上昇が考えられ、また需給バランスの崩れや消費者ニーズの変化等により販売価格が下がるリスクがあります。

さらに、食肉を供給する生産飼育事業においては、畜産物相場に加え飼料価格の変動も受けます。また、包装資材などの調達費や運送費等は原油価格等の変動の影響を受けます。従いまして、これらの事象は伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替レートの変動

伊藤ハムグループは、海外から外貨建ての輸入業務を行っており、これらの国の現地通貨に対する為替レートの変動が業績に影響を及ぼす可能性があります。

伊藤ハムグループは、通貨ヘッジ取引を行い、主要通貨間の為替レートの短期的な変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、中長期的な通貨変動により、計画された調達、製造、流通及び販売活動を確実に実行できない場合があります。

また、外貨建てで作成されている海外連結子会社の財務諸表を円貨に換算する際の換算差額によって、連結財務諸表の株主資本が外貨換算調整勘定を通じて変動するリスクがあり、これら為替レートの変動は伊藤ハムグループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動

伊藤ハムグループは必要資金の一部を有利子負債で調達しており、将来的な金利上昇局面においては資金調達における利息負担の増加により、伊藤ハムグループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

価格競争

食肉及び食肉加工品を含む食肉業界ならびに調理加工食品等の食品業界における競争は大変厳しいものとなっております。また、小売・外食等での販売競争も熾烈となっており、伊藤ハムグループは、各製品市場と地域市場において、競争の激化に直面すると予想されます。

伊藤ハムグループは、安全・安心はもとより、高品質で高付加価値の製品を送り出すリーディングメーカーの一社であると考える一方で、将来においても有効に競争できるという保証はありません。価格面での圧力または有効に競争できないことによる顧客離れは、伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

高付加価値と低価格との二極化の中で、伊藤ハムグループは、低コスト・低価格の競合先に対して市場シェアを維持もしくは拡大し、収益性を保つことができない可能性があります。

国際的活動及び海外進出に潜在するリスク

伊藤ハムグループの生産及び販売活動の一部は、欧州、アジア、オセアニア、米国等の日本国外で行われております。これらの海外市場への事業進出には以下に掲げるようないくつかのリスクが内在しております。

- ・ 予期しない法律または規制の変更
- ・ 不利な政治または経済要因
- ・ 人材の採用と確保の難しさ
- ・ 潜在的に不利な税影響
- ・ テロ、戦争、伝染病等の要因による社会的混乱

伊藤ハムグループは、競争力のある製品の製造と原料肉の調達とコスト削減のために、海外における生産及び原料と食肉の調達の規模拡大を続けてまいりました。しかし、それぞれの国における政治または法環境の変化、天候不順、飼料価格の高騰、経済状況の変化など、予期せぬ事象により生産設備の管理やその他の事業の遂行に問題が生じる可能性があります。従いまして、これらの事象は伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産保護の限界

伊藤ハムグループは、他社製品と差別化できる技術とノウハウを蓄積してまいりましたが、伊藤ハムグループ独自の技術とノウハウの一部は、特定の地域では法的制限のため知的財産権による完全な保護が不可能、または限定的にしか保護されない状況にあります。そのため、第三者が伊藤ハムグループの知的財産を使って類似した製品を製造するのを効果的に防止できない可能性があります。

また、他社が類似する、もしくは伊藤ハムグループより優れている技術を開発したり、伊藤ハムグループの特許や企業秘密の模倣を防止できない可能性があります。さらに、伊藤ハムグループの将来の製品または技術は、将来的に他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性もあります。

製品の欠陥

伊藤ハムグループは、世界中の工場と肥育場で、世界的に認められている品質管理基準に従って各種の製品の製造や牛・豚の肥育をしております。しかし、全ての製品について欠陥が無く、将来にリコールが発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。

さらに、引き続き伊藤ハムグループがこのような保険に許容できる条件で加入できるとは限りません。大規模なリコールや製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は、多額のコストや伊藤ハムグループの評価に重大な影響を与え、それにより売上が低下し、伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

他社との提携等の成否

伊藤ハムグループは、技術開発の一環として、経営資源を最適化し、技術の集約による相乗効果を利用するために、コラボレーション、技術提携や合併の形で多くの他社と共同での活動を行っております。

伊藤ハムグループは、引き続きこのような機会を前向きに活用する予定であります。しかし、経営、財務またはその他の理由により当事者間で不一致が生じた場合、効果的な開発による結果を享受できず、伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

公的規制

伊藤ハムグループは、事業展開する各国において、事業・投資の許可、国家安全保障またはその他の理由による輸出制限、関税や獣疫等によるその他の輸出入規制等、様々な政府規制の適用を受けております。

また、通商、独占禁止、食品衛生、下請、特許、消費者、租税、証券取引、為替管制、環境・リサイクル関連の法規制の適用もを受けております。これらの規制を遵守できなかった場合、伊藤ハムグループの活動が制限される可能性があります。

また、規制を遵守できなかった場合は、コストの増加につながる可能性があります。従いまして、これらの規制は伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害や停電等による影響

伊藤ハムグループは、製造ラインの中断による潜在的なマイナス影響を最小化するために、全ての設備における定期的な災害防止検査と設備点検を行っております。しかし、生産施設で発生する災害、停電またはその他の中断事象による影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。

例えば伊藤ハムグループの主力製品は、現在千葉県柏市、兵庫県西宮市、愛知県豊橋市、佐賀県基山町等で製造しており、該当地域での大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合、伊藤ハム製品の生産能力が著しく低下する可能性があります。

退職給付債務

伊藤ハムグループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。割引率の低下や運用利回りの悪化は伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性

食品の安全性がますます強く求められる中、伊藤ハムグループでは、国際的に認められている管理基準を取得し、品質保証部による厳しい品質管理体制のもと製品の安全性と品質の確保に万全を期しております。

しかしながら、伊藤ハムグループにおいても、偶発的な事由によるものを含めて、異物混入や誤表示など、消費者に健康被害を及ぼす恐れのある製品事故が発生する可能性があるほか、伊藤ハムグループの取り組みの範囲を超えた品質問題等が発生した場合や、その対応に遅れ・誤りがあった場合には、伊藤ハムグループの評価が低下し、売上高の減少や多額のコスト発生などにより、伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

経済情勢等による影響

伊藤ハムグループは国内のみならず、欧州、アジア、オセアニア、米国においても幅広く事業を展開しておりますが、それら地域における将来の景気後退または減速などの経済不振は、伊藤ハムグループの商品に対する購買力や消費者需要に悪影響を及ぼす可能性があります。低迷する経済情勢の下では、消費者の買い控えや低価格帯商品を志向する可能性があります。日本その他の主要市場における伊藤ハムグループ商品に対する需要が減少した場合、伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティ

伊藤ハムグループは、取引の遂行、顧客との連絡、経営陣への情報提供及び財務に関する報告書の作成などを正確かつ効率的におこなうため、情報システムを利用しており、セキュリティ、バックアップ及び災害復旧に係る対策を講じております。

また、情報の取り扱いについては、「情報セキュリティポリシー」のもと、個人情報や機密情報の安全管理と漏洩防止、情報セキュリティ遵守意識の維持・向上及び情報システムの安全かつ円滑な稼働の堅持、適切なセキュリティ対策を実施しております。

しかしながら、地震その他の自然災害、テロリストによる攻撃、ハードウェア・ソフトウェア・設備・遠隔通信の欠陥・障害、処理エラー、新種のコンピューター・ウイルス感染、ハッキング、悪意をもった不正アクセス、その他セキュリティ上の問題または外部業者の債務不履行に起因する障害または不具合など予測の範囲を超える事態により、情報の漏洩、情報システムの一定期間の停止等が生じる場合があります。

これらの事由が生じた場合、伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

疫病の発生

伊藤ハムグループは国内のみならず、欧州、アジア、オセアニア、米国においても幅広く事業を展開しておりますが、それら地域におけるBSE、鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の獣疫の発生は、原材料の供給、伊藤ハムの商品の販売に悪影響を及ぼす可能性があり、伊藤ハムグループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 米久の事業等のリスク

米久グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

市況変動のリスク

米久グループは、日本国内において、食肉及び食肉加工品を中心に事業を展開しております。そのため、国内の経済状況及び畜産物の相場動向の変化が業績に影響を及ぼす可能性があり、具体的には以下が考えられます。

- ・国内の経済状況悪化による消費マインド冷え込みに伴う売上高の減少や不良債権の増加など業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・国内の少子高齢化により、米久グループの事業領域における市場規模が長期的に縮小することで売上高が減少するとともに、労働力の確保が困難になりコストの増大につながる恐れがあります。
- ・米久グループの事業領域に対して、国内外の異業種企業が新たに参入してくることが考えられます。これにより、価格競争が激化して販売単価が下落し、業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・食肉相場の変動により、食肉を生産販売する国内食肉事業及び食肉を原料とする加工品事業の収益に影響を及ぼす可能性があります。また、原油、穀物、乳製品等の高騰により製品に使用する副原料、包装資材及び電力や物流費等のコスト上昇を引き起こし業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・今後、食肉の輸入数量が急激に増加した場合、牛、豚肉のセーフガード発動により調達コストが上昇し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

製品の安全性に関するリスク

米久グループは、製品・商品の「安全・安心」が事業継続の大前提と捉え、お客様に信頼していただける製品作りに向け品質管理体制に万全を期しておりますが、不測の事態による製品の回収や廃棄が発生することが考えられます。これにより、回収・廃棄コストの発生とともに、ブランド価値が毀損され、米久グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスク

米久グループが仕入れる原料・商品等は、海外から調達する比率が高いことから、為替相場の変動が業績に影響を及ぼす可能性があります。

災害リスク

米久グループの事業拠点において、感染症の拡大や大規模な地震等の災害、あるいはそれに伴う二次災害により、事業活動の継続が困難と認められた場合、事業活動を停止する措置をとることがあります。また、事業拠点に大きな被害がなくても社員の人命確保を最優先として活動を停止させた場合、米久グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

BSEや口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の疫病の発生により、日本国内及び主要な供給国からの原料や商品の調達に困難になる事態が考えられます。また風評により消費者の買い控えが発生・拡大した場合、食肉及び食肉加工品の売上高に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業に係わるリスク

米久グループは、米国・豪州・アジア等において生産及び原料・商品の調達活動を行っております。これらの地域では、それぞれの国における政治や経済状況の変化など、予期せぬ事象による社会的・経済的混乱などが考えられ、米久グループの予測を超えてそれが顕在化した場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制に関するリスク

米久グループは、食品衛生法、食品表示法や環境・リサイクル関連法規など、各種法的規制を受けております。また、海外で事業展開していく上で、それぞれの国における許認可他各種の法的規制を受けております。米久グループとしては、関連法規の遵守に万全の体制で臨んでおりますが、将来においてこれらの規制を遵守できなかった場合、米久グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

環境に関するリスク

米久グループは環境方針に則り、その関連法令を遵守するとともに、資源・エネルギーを有効に活用し環境に配慮した事業活動を行っております。

しかしながら事業活動に関し、過失の有無に拘わらず環境に関する法的、社会的責任を過去に遡及して負う可能性があります。また将来環境に関する規制や社会的な要求がさらに厳しくなり、その対応による費用負担が増加し、米久グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制システムの構築に関するリスク

米久グループは、内部統制システムに関する基本方針を定め、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を常に評価し、法令遵守及び業務の適正の確保に努めております。しかしながら、そのシステムが有効に機能しなかった場合、米久グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報漏洩に関するリスク

米久の情報システムの運用については、コンピューターウイルスへの感染防止やセキュリティ対策の実施、また、基幹システム及びデータ保管サーバーの二重化と分散設置による管理体制の強化など、予期せぬ障害や損壊に備えた厳重な対策を講じていますが、米久の想定を超えたシステムの障害や事故が発生した場合、業務に支障を及ぼす可能性があります。

米久グループは、「個人情報取り扱いに関する規程」を定め、その情報管理に努めております。しかしながらコンピューターシステムに対するハッキング等不測の事態による情報の流出等が発生した場合、企業イメージの低下や社会的信用の失墜とともに、告知・補償等の費用発生により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

減損会計適用に関するリスク

米久グループが保有する有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産等について、時価の下落及び収益性の低下などにより投資額の回収が見込めなくなった場合には、減損会計の適用を受けることになり米久グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務に関するリスク

米久及び一部の連結子会社の従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出されておりますが、年金資産の時価や金利の変動、年金制度の変更等、前提条件に大きな変化があった場合には、米久グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスに関するリスク

米久グループは、コンプライアンス管理体制を整備すると共に、コンプライアンス行動基準を策定し、役職員に周知するなど、コンプライアンス意識の浸透と向上に継続的に取り組んでおります。

しかしながら、役職員個人による法令違反を含むコンプライアンス上の問題が発生した場合、風評被害等により、米久グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)及び四半期報告書(伊藤ハムにおいては平成27年8月12日及び平成27年11月13日提出、米久においては平成27年7月15日及び平成27年10月15日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の研究開発活動については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)及び四半期報告書(伊藤ハムにおいては平成27年8月12日及び平成27年11月13日提出、米久においては平成27年7月15日及び平成27年10月15日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)及び四半期報告書(伊藤ハムにおいては平成27年8月12日及び平成27年11月13日提出、米久においては平成27年7月15日及び平成27年10月15日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画については各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成28年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	297,277,894株 (注) 1	東京証券取引所 (市場第一部) (注) 2	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、当社にお ける標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元 株式数は100株であります。
計	297,277,894株		

(注) 1 . 平成27年3月31日時点における伊藤ハムの発行済株式総数(247,482,533株)、平成27年2月28日時点における米久の発行済株式総数(28,809,701株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、伊藤ハムが平成27年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式43,306,802株、米久が平成27年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式3,441,264株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2 . 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

伊藤ハムが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	8(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成50年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第1回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第1回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	18(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成51年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第2回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第2回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	24(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成52年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙7 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第3回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第3回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第3回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	27(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成53年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙9 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第4回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第4回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第4回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	27(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成54年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙11 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第5回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第5回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第5回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	31(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成55年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙13 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第6回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第6回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第6回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	35(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成56年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙15 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第7回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第7回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第7回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	64(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成57年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙17 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容の「11. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(注) 平成27年11月30日現在の伊藤ハム第8回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社第8回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに伊藤ハム第8回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成28年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日	297,277,894 (予定)	297,277,894 (予定)	30,000	30,000	7,500	7,500

(注) 当社が交付する新株式数(予定)

平成27年3月31日時点における伊藤ハムの発行済株式総数(247,482,533株)、平成27年2月28日時点における米久の発行済株式総数(28,809,701株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、伊藤ハムが平成27年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式43,306,802株、米久が平成27年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式3,441,264株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる伊藤ハムにおいては平成27年9月30日現在の、米久においては平成27年8月31日現在の所有者別状況については、以下のとおりであります。

伊藤ハム

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	41	27	204	151	7	31,939	32,369	-
所有株式数 (単元)	-	53,648	1,056	89,940	12,366	11	90,022	247,043	439,533
所有株式数の 割合(%)	-	21.72	0.43	36.41	5.01	0.00	36.44	100.00	-

(注) 自己株式43,234,086株は、「個人その他」に43,234単元及び「単元未満株式の状況」に86株含めて記載しております。なお、自己株式43,234,086株は株主名簿記載上の株式数であり、平成27年9月30日現在の実保有残高は43,233,086株であります。

米久

平成27年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	24	25	83	79	1	4,613	4,825	-
所有株式数 (単元)	-	19,903	1,643	183,190	11,317	2	71,691	287,746	35,101
所有株式数の 割合(%)	-	6.92	0.57	63.66	3.93	0.00	24.92	100.00	-

(注) 自己株式3,441,552株は「個人その他」に34,415単元、「単元未満株式の状況」に52株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる伊藤ハムにおいては平成27年9月30日現在の、米久においては平成27年8月31日現在の大株主の状況は以下のとおりであります。

伊藤ハム

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	49,656	20.06
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,850	5.19
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	12,208	4.93
公益財団法人伊藤記念財団	東京都目黒区三田1丁目6-21	12,000	4.85
エス企画株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22-13	8,205	3.32
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	6,303	2.55
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	6,303	2.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,303	2.55
公益財団法人伊藤文化財団	兵庫県西宮市高畑町4-27	6,200	2.51
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1丁目4-2	3,549	1.43
計		123,579	49.93

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が43,233千株あります。
2. 上記、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数全ては、信託業務に係るものであります。
3. 上記、公益財団法人伊藤記念財団は、故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより食肉に関する研究及び調査を行い、畜産業及び食品産業の振興と国民食生活の安定に資することを目的として設立された公益法人であります。
4. 上記、株式会社みずほ銀行の所有株式数のうち退職給付信託に係る株式が1,260千株含まれております。
5. 上記、公益財団法人伊藤文化財団は、故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより兵庫県民の芸術文化に関する知識及び教養の普及向上に寄与することを目的として設立された公益法人であります。
6. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社より平成23年10月3日付で提出された大量保有報告書の変更報告書 4により平成23年9月26日現在でそれぞれ以下のとおり株券等を保有している旨の報告を受けておりますが、このうち三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社については当社として平成27年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,303,000	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	12,720,000	5.14
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,546,000	0.62
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町3丁目2-15	699,000	0.28
計		21,268,000	8.59

米久

平成27年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	18,016	62.54
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	400	1.39
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	385	1.34
米久従業員持株会	静岡県沼津市岡宮寺林1259番地	359	1.25
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	295	1.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	292	1.02
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA	156	0.54
齊藤 修	静岡県沼津市	84	0.29
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	5 TH FLOOR, TRINITY TOWER 9 , THOMAS MORE STREET LONDON , E 1 W 1 Y T , UNITED KINGDOM	83	0.29
野秋 和弘	静岡県沼津市	82	0.29
計		20,155	69.96

(注) 上記のほか、自己株式が3,441千株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊藤ハムにおいては平成27年9月30日現在の、米久においては平成27年8月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

伊藤ハム

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 43,233,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 203,810,000	203,810	
単元未満株式	普通株式 439,533		1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	247,482,533		
総株主の議決権		203,810	

米久

平成27年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,441,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,333,100	253,331	
単元未満株式	普通株式 35,101		1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	28,809,701		
総株主の議決権		253,331	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式52株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成28年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となる伊藤ハムにおいては平成27年9月30日現在の、米久においては平成27年8月31日現在の自己株式については以下のとおりです。

伊藤ハム

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
伊藤ハム株式会社	神戸市灘区備後町3丁目 2-1	43,233,000		43,233,000	17.47
計		43,233,000		43,233,000	17.47

- (注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式の中に入れております。

米久

平成27年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
米久株式会社	静岡県沼津市岡宮寺林 1259番地	3,441,500		3,441,500	11.94
計		3,441,500		3,441,500	11.94

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社のストックオプション制度の内容は以下のとおりであります。

伊藤ハム

伊藤ハムは、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、取締役及び執行役員に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度を廃止し、取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストック・オプション制度を導入することを平成20年6月26日の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成20年7月11日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成20年7月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9名、当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙2 伊藤ハム株式会社第1回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙2 伊藤ハム株式会社第1回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月1日 至 平成50年7月31日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2 伊藤ハム株式会社第1回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2 伊藤ハム株式会社第1回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月17日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成21年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9名、当社執行役員 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙4 伊藤ハム株式会社第2回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙4 伊藤ハム株式会社第2回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月4日 至 平成51年8月3日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙4 伊藤ハム株式会社第2回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙4 伊藤ハム株式会社第2回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成22年7月16日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成22年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9名、当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙6 伊藤ハム株式会社第3回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙6 伊藤ハム株式会社第3回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月3日 至 平成52年8月2日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙6 伊藤ハム株式会社第3回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙6 伊藤ハム株式会社第3回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成23年7月15日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6名、当社執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙8 伊藤ハム株式会社第4回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙8 伊藤ハム株式会社第4回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月2日 至 平成53年8月1日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙8 伊藤ハム株式会社第4回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙8 伊藤ハム株式会社第4回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成24年7月20日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成24年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6名、当社執行役員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙10 伊藤ハム株式会社第5回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙10 伊藤ハム株式会社第5回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月7日 至 平成54年8月6日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙10 伊藤ハム株式会社第5回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙10 伊藤ハム株式会社第5回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成25年7月22日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成25年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名、当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙12 伊藤ハム株式会社第6回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙12 伊藤ハム株式会社第6回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月8日 至 平成55年8月7日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙12 伊藤ハム株式会社第6回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙12 伊藤ハム株式会社第6回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成26年7月18日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成26年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6名、当社執行役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙14 伊藤ハム株式会社第7回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙14 伊藤ハム株式会社第7回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月5日 至 平成56年8月4日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙14 伊藤ハム株式会社第7回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙14 伊藤ハム株式会社第7回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成27年7月17日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月26日並びに平成27年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5名、当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙16 伊藤ハム株式会社第8回新株予約権の内容の「2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙16 伊藤ハム株式会社第8回新株予約権の内容の「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月4日 至 平成57年8月3日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙16 伊藤ハム株式会社第8回新株予約権の内容の「10.新株予約権の行使条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙16 伊藤ハム株式会社第8回新株予約権の内容の「11.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の交付及びその条件」をご参照ください。

米久

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成28年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定める予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる両社の株価の推移は以下のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

伊藤ハム

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	356	345	498	486	723
最低(円)	251	265	300	398	435

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

米久

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
最高(円)	888	786	969	975	2,150
最低(円)	583	521	629	738	777

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

伊藤ハム

月別	平成27年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	690	716	808	754	656	655
最低(円)	621	630	683	628	602	606

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

米久

月別	平成27年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	2,227	2,955	3,045	2,754	2,360	2,382
最低(円)	1,812	2,174	2,313	2,237	2,163	2,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

平成28年4月1日に就任を予定している当社の役員 の 状 況 は、 以 下 の と お り で あ り ま す。

男性11名 女性1名（役員のうち女性の比率8%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する伊藤ハムの株式数(株) (2)所有する米久の株式数(株) (3)割り当てられる当社の株式数(株)
取締役会長		堀尾 守	昭和23年3月5日生	昭和46年4月 三菱商事(株)入社 平成10年8月 同 飼料畜産部長 平成14年4月 同 執行役員生活産業グループCEO補佐 平成15年4月 同 執行役員食糧本部長 平成17年6月 日本農産工業(株) 代表取締役社長 平成21年6月 伊藤ハム(株)代表取締役副社長就任 平成21年10月 同 加工食品事業本部・本部長 平成22年4月 同 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	(1)100,000 (2) 0 (3)100,000
代表取締役社長		宮下 功	昭和43年2月15日生	平成2年4月 三菱商事(株)入社 平成14年8月 フードリンク(株)取締役 平成15年6月 (株)ジャパンファーム取締役 平成18年5月 三菱商事(株)食肉事業ユニット 平成19年4月 米久(株)社長付 平成19年5月 同 執行役員経営企画室長 平成20年4月 同 商品本部長 平成20年5月 同 取締役常務執行役員 平成25年5月 同 代表取締役社長(現任)	(注) 3	(1) 0 (2) 10,100 (3) 37,067
代表取締役副社長		柴山 育朗	昭和31年1月20日生	昭和53年4月 伊藤ハムデリー(株)入社 平成10年3月 同 東北事業部東北工場製造二部・部長 平成14年3月 同 東北工場製造部・部長 平成16年3月 伊藤ハム(株)生産ディビジョン船橋工場・工場長 平成21年3月 同 加工食品事業本部生産本部技術部・部長 平成22年4月 同 執行役員就任 加工食品事業本部生産本部・本部長 購買部・中央研究所担当(現任) I H P S 担当 平成22年6月 同 取締役執行役員就任 平成27年3月 同 加工食品事業本部・本部長(現任) 平成27年4月 同 取締役常務執行役員就任(現任)	(注) 3	(1) 10,000 (2) 0 (3) 10,000
取締役常務執行役員		御園生 一彦	昭和35年6月15日生	昭和59年4月 三菱商事(株)入社 平成5年5月 オーストラリア三菱商社会社 出向 MANAGER, FOOD DEPT 平成12年4月 INDIANA PACKERS CORPORATION 社 出向 Vice President CORPORATE PLANNING 平成18年4月 (株)ジャパンファーム 取締役就任 平成22年4月 三菱商事(株) 飼料畜産ユニットマネージャー 平成25年2月 伊藤ハム(株)執行役員就任 同 食肉事業本部・本部長(現任) 平成25年6月 同 取締役執行役員就任 平成27年4月 同 取締役常務執行役員就任(現任)	(注) 3	(1) 5,000 (2) 0 (3) 5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する伊藤ハムの株式数(株) (2)所有する米久の株式数(株) (3)割り当てられる当社の株式数(株)
取締役 執行役員		石井 隆	昭和26年 7月17日生	昭和49年 4月 伊藤ハム(株)入社 平成11年10月 経本部経理部・部長 平成15年12月 シェアードサービス部・部長 平成16年 6月 執行役員就任 平成17年 3月 経営企画デパートメント・マネージャー 平成21年 3月 経営企画統括部・部長 平成21年 6月 取締役就任 平成22年 4月 取締役執行役員就任 経営戦略部・部長 平成23年 4月 取締役常務執行役員就任 管理本部・本部長(現任) 平成27年 4月 取締役専務執行役員就任(現任)	(注) 3	(1) 15,000 (2) 0 (3) 15,000
取締役 執行役員		市田 健一	昭和30年 5月10日生	昭和53年 4月 三菱商事(株)入社 平成 6年 1月 スペイン三菱商事会社 ラスバルマ ス事務所長 平成21年 4月 三菱商事(株) 飼料畜産ユニット 伊藤ハム(株)執行役員就任 同 CSR本部長 平成23年10月 同 経営戦略部・部長 平成25年 3月 同 CSR本部担当(現任) 平成25年 6月 同 取締役執行役員就任(現任) 平成26年 3月 同 経営戦略部担当(現任)	(注) 3	(1) 6,000 (2) 0 (3) 6,000
取締役 執行役員		奥田 英人	昭和47年 8月 6日生	平成 8年 4月 三菱商事(株)入社 平成13年11月 同 食品本部食品戦略統括室 平成22年 4月 同 ポートフォリオ・マネジメント 委員会事務局 平成25年 5月 米久(株)社長付 平成25年 5月 同 執行役員 平成25年 5月 同 経営企画室長(現任) 平成26年 5月 同 取締役常務執行役員(現任)	(注) 3	(1) 0 (2) 1,200 (3) 4,404
取締役		棟方 信彦	昭和23年11月10日生	昭和47年 4月 (株)電通入社 平成 8年 2月 同 東京本社マーケティング統括 局 部長 平成12年 7月 学校法人恵泉女学園 監事 平成13年10月 (株)電通 東京本社第3 A P本部第5 営業局営業部長 平成17年 4月 同 東京本社 A P統括本部第5マ ーケティング・プランニング室部 長 平成17年 9月 同 退社 平成18年 4月 公立大学法人熊本県立大学総合管理 学部 助教授 平成21年 4月 同 教授 平成23年 6月 伊藤ハム(株)取締役就任(現任) 平成24年 4月 学校法人松山東雲学園 理事(現任)	(注) 3	(1) 0 (2) 0 (3) 0
取締役		種本 祐子	昭和32年 1月23日生	昭和63年 4月 (株)やまざき(現(株)ヴィノスやまざき) 常務取締役 平成15年 4月 (株)ヴィノスやまざき専務取締役CO O 平成22年 5月 米久(株)取締役(現任) 平成26年 6月 (株)ヴィノスやまざき取締役社長兼C OO(現任)	(注) 3	(1) 0 (2) 0 (3) 0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する伊藤ハムの株式数(株) (2)所有する米久の株式数(株) (3)割り当てられる当社の株式数(株)
常勤監査役		藤原 芳士	昭和29年10月25日生	昭和52年4月 伊藤ハム㈱入社 平成19年3月 管理本部シェアードサービス統括部・部長 平成20年4月 執行役員就任 平成22年4月 経理部・部長 平成23年4月 管理本部財務部・部長 平成25年3月 管理本部経理部・部長 平成27年3月 顧問就任 平成27年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	(1) 38,000 (2) 0 (3) 38,000
監査役		今村 昭文	昭和28年4月18日生	昭和57年4月 弁護士登録 平井法律事務所入所 平成元年4月 あたご法律事務所 パートナー弁護士 平成15年5月 グリーンヒル法律特許事務所 パートナー弁護士(現任) 平成23年6月 伊藤ハム㈱監査役就任(現任)	(注)4	(1) 0 (2) 0 (3) 0
監査役		市東 康男	昭和29年2月24日生	昭和52年10月 新和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成15年9月 日本公認会計士協会IT委員会電子表示専門委員会委員長 平成18年6月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)退所 日本公認会計士協会各委員会委員長等退任 平成18年7月 市東康男公認会計士税理士事務所開設(現任) 平成19年5月 米久㈱監査役(現任)	(注)4	(1) 0 (2) 0 (3) 0
合計						(1)174,000 (2) 11,300 (3)215,471

- (注) 1. 棟方信彦並びに種本祐子は、社外取締役であります。
2. 今村昭文並びに市東康男は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年4月1日である当社の設立日より、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役任期は、平成28年4月1日である当社の設立日より、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 所有する伊藤ハム又は米久の株式数は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しております。また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
6. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定される役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を予定しております。

内部監査及び監査役監査

内部監査については、内部監査に係る人員数は未定であります。組織、制度及び業務が法令や社内規程等に従い、適切かつ有効に運用されているかを監査する予定です。監査役監査については、3名(内常勤1名)で実施することを予定しております。

また、監査役は定期的に内部監査担当と意見交換等を行い、情報共有することで連携を図る予定です。

社外取締役及び社外監査役

() 社外取締役

社外取締役は2名選任する予定です。

社外取締役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

() 社外監査役

社外監査役は2名選任する予定です。

社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。ただし、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結までの期間の当社の取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は400百万円以内とし、当社の取締役の報酬等のうち株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は80百万円以内とし、監査役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は70百万円以内とする旨を定款(附則)で定める予定です。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定める予定です。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

当社は、機動的な配当政策及び資本政策の実施を可能とするため剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定める予定です。

また、当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含みます。)及び監査役(監査役であった者を含みます。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定です。

取締役の責任免除

当社は、取締役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。」旨を定款に定める予定です。

監査役の責任免除

当社は、監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。」旨を定款に定める予定です。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社であるため、監査報酬の内容等は未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)及び四半期報告書(伊藤ハムにおいては平成27年8月12日及び平成27年11月13日提出、米久においては平成27年7月15日及び平成27年10月15日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成29年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【提出会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1 【貸借対照表】

該当事項はありません。

2 【損益計算書】

該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

伊藤ハム

事業年度 第75期(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
平成27年 6月26日関東財務局長に提出

米久

事業年度 第46期(自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日)
平成27年 5月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

伊藤ハム

- () 事業年度 第76期第 1 四半期(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 6月30日)
平成27年 8月12日関東財務局長に提出
- () 事業年度 第76期第 2 四半期(自 平成27年 7月 1日 至 平成27年 9月30日)
平成27年11月13日関東財務局長に提出

米久

- () 事業年度 第47期第 1 四半期(自 平成27年 3月 1日 至 平成27年 5月31日)
平成27年 7月15日関東財務局長に提出
- () 事業年度 第47期第 2 四半期(自 平成27年 6月 1日 至 平成27年 8月31日)
平成27年10月15日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

伊藤ハム

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書
平成27年 6月29日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 の規定に基づく臨時報告書
平成27年 9月15日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書
平成27年11月 6 日に関東財務局長に提出

米久

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書
平成27年 6月 2 日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 の規定に基づく臨時報告書
平成27年 9月15日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書
平成27年11月 9 日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

伊藤ハム

訂正報告書(上記 伊藤ハム()の平成27年9月15日付臨時報告書の訂正報告書)を平成27年9月17日及び平成27年11月6日に関東財務局長に提出

米久

訂正報告書(上記 米久()の平成27年9月15日付臨時報告書の訂正報告書)を平成27年9月17日及び平成27年11月6日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

伊藤ハム

伊藤ハム株式会社東京支店

(東京都目黒区三田1丁目6番21号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

米久

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(当期連結財務諸表に対する監査報告書)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

(当期財務諸表に対する監査報告書)

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。